

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施施設について

事業の実施方針

- ①待機児童対策を最優先とし、公立既存施設を活用したスモールスタートとしながらも、全ての対象となる子育て家庭の支援が行えるよう令和8年度は、公立認定こども園、地域子育て支援拠点、児童発達支援センターの3施設でモデル的に実施する。
- ②令和9年度に利用ニーズも含めて検証した上で、令和10年度以降の拡大を検討する。
- ③民間施設については、収支や運営への懸念が課題となっており、実施に向けては慎重な状況にあるが、今後も実施促進を図る。

1. 公立モデル実施施設の考え

●施設・設備

- ・事業実施可能な保育室等があること
- ・低年齢児（0～2歳児）を受け入れできる設備があること

●利用ニーズ

- ・配慮が必要なこどもと保護者を含め幅広い対象者が利用可能で利用ニーズが高いと見込まれる地域であること
- ・市全体で実施施設が偏在していないこと

▼令和8年度公立実施施設

	区分	施設名	所在地
(1)	認定こども園・保育所	矢橋ふたばこども園	矢橋町
(2)	地域子育て支援拠点施設等	子育て支援センター ぽかぽかタウン	草津3丁目
		発達支援センター 湖の子園	西渋川2丁目

2. 公立施設での実施概要（予定）

①開所日数・時間

- ・週5日をカバー（各施設で実施曜日は異なる）
- ・1日当たり6時間を基本
（例：午前9時～正午、午後1時30分～午後4時30分）

②利用料金・利用可能時間

- ・国が示す1時間当たり300円を目安とし、今後決定
- ・月3時間上限（令和8・9年度経過措置）
- ※令和10年度から月10時間上限

③実施方式（下図参照）

在園児合同または専用室独立で実施

④スケジュール

- ・～3月：実施準備
- ・4月～：事業実施（認定・利用開始）

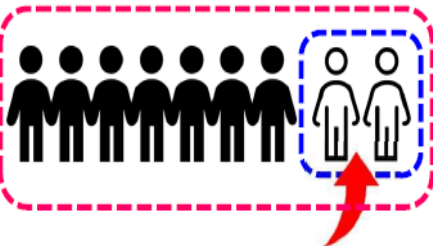
▼本市公立施設の実施方式（予定）

こども誰でも 通園制度



余裕活用型

例えば、0歳児・9人クラスで、7人の在籍児童しかいない場合、保育士は3名以上配置。



2名の在籍定員の空き枠を活用し
誰でも通園利用児童を受け入れる

一般型 (在園児合同)

例えば、0歳児・9人クラスの場合。
クラスの定員枠とは別に、クラス内に誰でも通園利用枠を設け、
且つ専任の保育士を配置。



クラス定員の数+
誰でも通園利用児童の
こどもの数に対する
面積基準を足す必要あり

一般型 (専用室独立実施)

クラスとは別に、誰でも通園専用室を設け、
専任の保育士を配置。

